

例外給付におけるサービス担当者会議の検討内容

あくまでも「例外給付」であることを意識し、適正な給付にご協力ください。



【1】 生活援助

①本人の身体状況・本人の意向
②同居家族の状況（高齢・障害者というだけでなく、介護できない理由等詳細記載）
③現在の介護力（別に住む家族の援助等の有無）
④サービス事業者の意見・対応内容等 （介護保険・総合事業サービスでなければならない理由、サービス継続の場合はサービス提供時のアセスメント情報等）
⑤他の福祉サービスの検討（介護保険・総合事業の方が安価だから不可）
⑥生活援助を必要とする根拠について共通理解 （介護保険・総合事業サービスでなければならない理由）

【2】 ロングショート

② 本人の身体状況・本人の意向
②同居家族の状況（高齢・障害者というだけでなく、介護できない理由等詳細記載）
③ 現在の介護力（別に住む家族の援助等）
④ サービス事業者の意見・対応内容等 （ショート利用時の本人の状態、家族の介護力を踏まえ、居宅で生活できない理由、他のサービスを導入しても居宅で生活できない理由等）
⑤居宅で過ごせない理由の共通理解

【3】 軽度者の福祉用具

①本人の身体状況・本人の意向
②福祉用具の必要性（機能やタイプ等も明確にする）
③主治医に聴取した意見（病院名・医師名・医師の見解。単に「〇〇が必要と聞き取った」ではなく、本人の状態がどうであり、i から iii のどれに該当するのか）
⑤ サービス事業者の意見・対応内容等